

公益社団法人静岡県栄養士会表彰規程

(目的)

第1条 多年にわたり栄養改善に尽力し、本会の目的達成にその功績が顕著であると認められる者を会長が表彰し、又は感謝状を贈呈して、その労苦に報いるとともに後進者への励ましとし、もって本会の一層の発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰は、当該年4月1日において本会会員であり、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 栄養改善事業功労者

ア 栄養改善事業の普及向上、本会活動の発展向上に功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。

(ア) 通算20年以上の会員で年齢40歳以上であること。

(イ) 理事従事年数が通算6年以上であること。

イ 栄養に関する有益な研究に考察を行い、事業の発展に功績を有し認められる者。

ウ 日本栄養改善学会等学会において研究論文を発表し、その成果の優秀な者。

(2) 栄養指導業務功労者

常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、管理栄養士・栄養士としての活動に顕著な功績があったと認められる通算20年以上の会員で、年齢40歳以上の者。

(感謝状の贈呈規準)

第3条 会員及び賛助会員で、次の各号に該当する者について行う。

(1) 賛助会員として永年にわたり本会の事業を援助し、その功績が顕著な者。

(2) その他、本会の事業に特別な協力をなし顕著な功績のあった者。

(表彰の方法)

第4条 表彰及び感謝状の贈呈は、会長がこれを行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は総会でを行う。ただし、特に必要な場合は随時行うことができる。

(被表彰者の推薦)

第6条 第2条又は第3条に該当する者がある場合は、理事より会長に推薦する。ただし第2条(1)イ・ウに該当する者は理事又は職域事業部長が所定の様式により、推薦調書を作成し、会長に推薦する。

2 被表彰者の推薦調書の提出は、原則として毎年3月10日より4月10日までの期間とする。

(被表彰者及び感謝状受賞者の決定)

第7条 被表彰者及び感謝状受賞者は、理事で構成する受賞者選考委員会において審査し決定する。

(規程の変更)

第8条 本規程の変更は、理事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成9年5月17日から施行する。

この規程は、平成11年1月30日から一部改正する。

この規程は、令和7年3月2日から一部改正する。

公益社団法人静岡県栄養士会長表彰(栄養改善事業功労者)候補者申請書

下記の者を公益社団法人静岡県栄養士会長表彰規程 第2条(1)イ・ウに該当する者と認め推薦します。

理事

()事業部長 ()

該当表彰区分	栄養改善事業功労者		
氏名・ 勤務先名		(西暦)	年 月 日生 歳
会 員 歴 賛助会員歴	(西暦)	年 月～	年 月
		年 月～	年 月
		年 月～	年 月
栄養士従事年数	勤 務 先		
(西暦)			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
役 員 歴	役 職 名		
(西暦)			
年 月～ 年 月	会長 副会長 ()事業部		
年 月～ 年 月	会長 副会長 ()事業部		
年 月～ 年 月	会長 副会長 ()事業部		
特に推薦する理由及び功績内容 (第2条(1)ウに該当する場合は当該研究論文を添付すること。)			